



土地・家屋・償却資産をお持ちの人へ

固定資産税に関する申告を忘れずに

住宅用地の
申告書 償却資産の
申告書

申告が必要か確かめて、申告する場合は期限までに提出しましょう。

期限：令和8年1月30日(金) 問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0913)

■住宅用地申告書の提出はお済みですか

住宅用地※は、税負担を軽減することを目的に、固定資産税および都市計画税に課税標準の特例措置が設けられています。新たにこの特例措置の適用対象となる場合や令和7年中に以下のような使用用途に変更が生じた場合は、申告が必要です。該当する人は、住宅用地申告書に必要事項を記入し、税務課資産税係へ提出してください。

※住宅用地…1月1日(賦課期日)現在において、住宅の敷地として用いられている土地(住宅用地となる土地の面積は、家屋の床面積の10倍まで)

どんなとき？	どんな例があるの？
非住宅用地を住宅用地に変更したとき	住宅の新築、店舗や事務所・事業用倉庫などを住宅に変更する場合など
住宅用地を非住宅用地に変更したとき	住宅の取り壊し、住宅を店舗や事務所・事業用倉庫などに変更する場合など
併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があったとき	居住部分、または店舗部分の増築や取り壊しなど
住宅戸数に変更があったとき	2棟あった住宅を1棟にした場合など

■償却資産の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)も課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告が義務付けられています。

■対象となる償却資産の一例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	広告塔、舗装、構内路面、家屋として課税されない建物など
機械および装置	製造、加工、修理等に使用する機械、太陽光発電設備など
船舶	客船、貨物船、漁船、モーター舟、釣り船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊車両、各種運搬車両など
工具、器具および備品	パソコン、コピー機、各種医療機器、レジスターなど

■申告書の提出期限・方法

下記の①～③のいずれかの方法で提出してください。

①市役所本庁税務課、または市役所小笠支所小笠市民課に提出 ②税務課へ郵送 ③電子申告(eLTAX)

※③は償却資産の申告のみ

長野県小谷村からの冬のプレゼント
スキーリフト券割引チケット

「塩の道」が縁となって交流が続き、菊川市と友好都市協定を締結した長野県小谷村から、今年もスキーリフト券割引チケットが届きました。
下記チケットを切り取り、対象スキー場のリフト券売り場にお持ちください。

問い合わせ (一社)小谷村観光連盟(☎0261-82-2233)



©菊川市 小谷村マスコットたりたり

キ・リ・ト・リ・線



長野県・小谷村 × 菊川市 友好市町村限定 Premium Ticket

リフト1日乗車券割引チケット

つがいけマウンテンリゾート

大人 8,200円 → 6,200円
小児 4,900円 → 3,400円

【有効期限】

令和7年12月13日(土)～令和8年3月22日(日) 令和7年12月20日(土)～令和8年3月15日(日)

共通券

白馬乗鞍温泉スキー場
白馬コルチナスキー場

大人 6,200円 → 5,200円
小児 3,500円 → 2,500円

【有効期限】

1枚で5名まで
利用可能!



(一社)小谷村観光連盟 ☎0261-82-2233 <https://info-otari.jp>



※コピー不可 本券を切り取って
ご利用ください